

2025 年 11 月

お客さま各位

株式会社 福島銀行

証券総合取引に関する書面の電子交付規定改定のお知らせ

平素より福島銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行では 2025 年 4 月の金融商品取引法改正を受け、2025 年 12 月 27 日より投資信託に関するお客さま向け書面について、インターネットを通じたウェブサービス（電子交付サービス）での提供に変更させていただきます。

これに伴い、「投信投資信託取引書面の電子交付規定」を「証券総合取引に関する書面の電子交付規定」に統合し、一部内容を改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 改定となる規定

- (1) 投資信託取引に関する書面の電子交付規定
- (2) 証券総合取引に関する書面の電子交付規定

2. 改定日

2025 年 12 月 27 日（土）

3. 主な改定内容

以下の条項を改定いたします。（下線部が追加・改定部分）

(1) 投資信託取引に関する書面の電子交付規定

改定前	改定後
<規定名称> <u>投資信託取引</u> に関する書面の電子交付規定	<規定名称> <u>証券総合取引</u> に関する書面の電子交付規定

改定前	改定後
第3条（電子交付の内容） （１） 前条に規定する電子交付書面は、次の各号に掲げる書面とします。 ① ～⑥（省略） ⑦ <u>その他法令で電子交付が認められている書面のうち、当行が定めるもの</u>	<u>第2条（電子交付の内容）</u> （１） 前条に規定する電子交付書面は、次の各号に掲げる書面とします。 <u>【投資信託】</u> ① ～⑥（省略） ⑦ <u>定時定額買付サービスご契約内容のご案内</u> ⑧ <u>非課税口座内上場株式等払出通知書</u> ⑨ <u>適格請求書（インボイス）</u> ⑩ <u>支払通知書</u> ⑪ <u>（特定口座）譲渡損益計算のご案内</u> ⑫ <u>特定口座 年間取引報告書</u> ⑬ <u>上場株式配当等の支払通知書</u> ⑭ <u>NISA 信託報酬実額通知</u> ⑮ <u>非課税期間終了のお知らせ</u> <u>【公共債】</u> ① <u>取引残高報告書</u> ② <u>国内債券取引報告書</u> ③ <u>国内債券利金・償還金報告書</u> ④ <u>適格請求書（インボイス）</u> ⑤ <u>支払通知書</u> ⑥ <u>（特定口座）譲渡損益計算のご案内</u> ⑦ <u>特定口座 年間取引報告書</u> ⑧ <u>上場株式配当等の支払通知書</u> <u>【その他】</u> <u>上記以外、法令で電子交付が認められている書面のうち、当行が定めるもの。</u>

(2) 証券総合取引に関する書面の電子交付規定

改定前	改定後
第8条（<u>その他</u>） <u>（1）当行は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は、変更日・変更の内容を当行ホームページ上へ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</u>	第8条（<u>規定の変更</u>） <u>（1）この規定の各条項は、金融情勢の変化、法令諸規則の変更、監督官庁の指示、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u> <u>（2）前項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u> <u>（3）前二項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用するものとします。</u>
第8条（<u>その他</u>） （2）この規定に定めのない事項については、当行所定の「インターネット投資信託取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」その他の約款・規定等が適用されるものとします。	第9条（<u>その他</u>） この規定に定めのない事項については、当行所定の「インターネット投資信託取引約款」「証券振替決済口座管理規定」、その他の約款・規定等が適用されるものとします。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

事務・システム部事務課

電話 0120-37-1422

（受付時間：平日午前9時～午後5時）